

「最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令案等」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方

(平成 28 年 12 月 7 日～同年 12 月 13 日意見募集)

No.	意見申出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>冒頭の第 5 条第 3 項とか書いてありますが、一般人がいきなりこの文書を読んでもまったくわからないので、現代文で分かりやすくして下さい</p> <p>最高裁判所の選挙では名前だけ書かれていますが、顔写真を掲載して下さい</p> <p>白紙で提出は抵抗があります よい人○ダメな人は×をつけるようにして下さい</p> <p>一般人の人が憲法や法律を読んでも理解できる工夫をして下さい</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、最高裁判所裁判官国民審査は、日本国憲法の規定に基づき最高裁判所裁判官の解職の制度として設けられているものであるため、罷免しようとする裁判官に×を記載させることとしているものです。</p>	無

2	個人	<p>新施行令 2 条各項の、審査に付される裁判官とならない事由に、「直近に付された審査の期日から十年を経過していない」という内容が追加されている様子であるが、反対である。</p> <p>望ましくない最高裁判事はさっさと変えた方がよいのであり、この改正は明らかにそれを阻害する改正となっているので望ましくない。(不法な意思が働いた結果であると考え。道理として、不正を阻みにくくなってしまうので、望ましくないと考えられるものである。)</p> <p>このような改正を行う理由も示されていないのが非常に不審なのであるが、内閣及び総務省は、絶対にこの理由を示す必要があるはずである。示していないのであれば、それは国民に対する必要情報の不提示であり、つまり背徳的な行為であるので、批判及び場合により罰則の適用がなされなくてはならないはずである。</p> <p>よって、この理由を示し、再度意見募集を行われたい。でなければ、国民として、この改正は許容しかねる。</p> <p>なお、当方としては、最高裁判所判事の審査に関連して、行政が非開示となっている裁判以外の全ての最高裁判所で行われる裁判について、その結果(訴えの趣</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査については、日本国憲法第 79 条第 2 項において「最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。」と、最高裁判所裁判官国民審査法第 2 条第 2 項において「各裁判官については、最初の審査の期日から十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、更に審査を行い、その後も、また同様とする。」と規定されており、御指摘の本政令第 2 条各項の規定は、現行の日本国憲法及び最高裁判所裁判官国民審査法の規定に沿った取扱いをしようとするものです。</p> <p>なお書き以下は、御意見として承ります。</p>	無
---	----	---	--	---

	<p>旨及び判決文。可能であれば訴えの事由の概要も。)を示すべきであると考える。</p> <p>現在、あまりにだらしのない事に法務省はこの様な重要な事を行っていないが、国民によるより望ましい審査を行うためには絶対的に必要な事であるので、必ず行うべきはずである。</p> <p>改正を行う場合、これは必須としていただきたい。(反対する事由は、欠片も無いはずである。裁判の判決書類は電子化されているのであるし、司法行政については法務省からでも各種要請が効くのであるから、その提出を求める事は何ら問題無く行えるはずである。)</p> <p>意見は以上であるが、この様な重要な改正について、改正事由の説明が十分になされていないのは非常に問題である。</p> <p>よって、その点を修正し、再度改めて意見募集を行われない。</p>	
--	--	--

【意見提出者 2名】